# 広島市立大学デジタル化推進支援業務 公募型プロポーザル手続開始の公示

2022年2月4日

次のとおり、企画提案書を募集します。

公立大学法人広島市立大学 理事長 若 林 真 一

#### 1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立大学デジタル化推進支援業務

(2) 業務内容

別紙「広島市立大学デジタル化推進支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から 2025年3月31日

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

24,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

内訳

2022年度 8,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2023年度 8,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2024年度 8,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(5) 事業担当室

広島市立大学事務局教務・研究支援室(教育研究支援グループ)

住所: 〒 731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

電話:082-830-1501

Email: gakubu@m. hiroshima-cu. ac. jp

## 2 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。なお、 広島市に納税義務がない場合は、申立書(様式2)を提出すること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札

参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力 団員(以下「暴力団員」という。)

- イ 広島県暴力団排除条例 (平成22年広島県条例第37号) 第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

# 3 公募型プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式は、 広島市立大学のホームページからダウンロードできる。(https://www.hiroshima-cu.ac.jp/)

※なお、これにより難い場合は、次のとおり本学の事務室で交付するので、来学して入手することができる。

(1) 交付期間

公示日から2022年2月24日(木)までの日(公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第5条及び第7条第1項各号に掲げる日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(5)に同じ。

## 4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から2022年2月24日(木)までの日(公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第5条及び第7条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)及び会社概要(様式3)を作成し、 前記1(5)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限ま でに必着のこと)で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

# 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

2022年2月17日(木) 午後5時15分

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書(様式4) を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、広島市立大学ウェブサイトに掲載する。

# 6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2022年3月3日(木) 午後5時15分

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。) により提出すること。

#### 7 受託候補者の特定

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立大学デジタル化推進支援業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

審査結果は、全ての参加者に書面により通知する。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の 契約保証金を納付しなければならない。 ただし、保険会社との間に本学を被保険者とす る履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付 を免除する。

- (3) 契約書作成の要否要する。
- (4) その他詳細は公募型プロポーザル説明書による。